

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人たすけあい泉

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人たすけあい泉（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 理事は、職員を兼務する理事と、兼務しない理事からなる。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 理事に対する報酬等は別表1に定めるものとし、総額は評議員会において定める。

- 2 職員を兼務しない理事の報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 監事に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
- 4 評議員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 職員を兼務する理事に対する報酬の支給の時期は、毎月末日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第5条の規定に準じて支給）とする。

- 2 職員を兼務しない理事、監事、及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は現金により本人に支給する。ただし本人の同意を得れば、本人の指定する

本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 4 報酬は法令で定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算金額に1円未満の端数が生じたときは、1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成30年6月30日から施行する。

別表 1

役職名	報酬の額
理事長	一人につき年額 600 万円を上限とする。
常務理事	
理事	

別表 2

	日額
理事会等会議への出席	5,000 円

別表 3

	日額
監事監査等への出席	20,000 円
理事会等会議への出席	5,000 円

別表 4

	日額
評議員会等会議への出席	5,000 円